

JICA (PC) 第 3-20003 号
平成 19 年 3 月 20 日

環境社会配慮審査会
村山 武彦 委員長殿

独立行政法人 国際協力機構
理事 黒木 雅文

環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名
諮問第 6 号「ネパール国アッパーセティ水力発電計画調査」ドラフトファイナルレポート
2. 諮問事項
環境社会配慮調査の結果について

以 上

平成 19 年 4 月 26 日

独立行政法人国際協力機構
理事 黒木 雅文 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第 6 号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第 6 号「ネパール国アッパーセティ水力発電計画調査」のドラフトファイナルレポートについて、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するようお取り計らいください。

以 上

1. 「環境社会配慮レポート」の位置づけについて

「環境社会配慮レポート」がメインレポートの別冊として正式な文書であることを明確にするともに、その旨をメインレポートに記載すべきである。

2. 代替案の記載について

「環境社会配慮レポート」の冒頭に満水位設定と施設のレイアウトに関する代替案を示し、それらの比較検討結果を記載すべきである。

3. ダム建設計画にかかる戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方の反映について

ネパール国の電力事情から見て、水力発電ダム建設の必要性は認められるが、本事業計画の上位計画における SEA の考え方の反映を確認し、その結果をレポートに追記することが望ましい。

4. ダム建設予定地の選定プロセスについて

ダム建設候補地 102 地点の中から本事業計画が選ばれた検討過程について、ネパール側が行った各地点の環境面を含めて、レポートに説明を加えるべきである。

また、貯水池満水位の設定において考慮された要素について、レポートに整理して記載すべきである。

5. 環境社会配慮調査結果の記載について

環境社会配慮調査結果の記載について、レポートの記載箇所相互での整合性を確認し、一つの章で網羅することが望ましい。

また、水質、野生生物、水生生物等に対する影響に関して、緩和策を含む影響の評価を根拠とともに記載すべきである。

6. 動植物、生態系への影響について

貴重種、希少種への影響だけでなく、ダム建設予定地周辺の生態系の特色を示し、影響の評価を記載すべきである。貴重種、希少種が絶滅する恐れがないのであれば、そのことを明記しておく必要がある。

また、孵化場の拡張案によって魚類等に対する影響がどの程度緩和されるかについて明記しておくべきである。

7. ダム建設による下流部地域への影響について

本ダム建設による下流部地域への影響の程度ならびに対策について、より詳しい記述を加えるべきである。

また、計画地アッパーセティは、ネパール、インド、バングラデシュを流れる全長2500kmの国際河川ガンジス川水系の上流域にあたり、同水系上流域に本事業を含めて複数のダム建設を行うことによって、下流部地域の自然環境等に及ぼす累積的影響が懸念される。ネパール側に対しては、この点に十分配慮することが望まれる。

8. ダム湖の水質予測と富栄養化対策について

ダム湖の富栄養化のポテンシャルを予測した際に使用した値は計算式と共にレポートに記載することが望ましい。

また、ダム湖の富栄養化対策として提案されている分画フェンスの設置について、本対策の有効性を記載すべきである。

なお、富栄養化の本質的な要因は上流部からの栄養塩類の流入であり、今後とも上流部の都市化の進展や肥料使用の増加等により、状況の進行が懸念される。上流部からの栄養塩類の流出に関して、現時点では、具体的対応を講じることが難しいことは理解するが、栄養塩類流出抑制対策を流域全体の問題としてとらえ、レポートに記載されている流域管理計画において、栄養塩類抑制策を示すべきである。

9. 貯水池の堆砂・排砂について

ダムへの「土砂の堆積」については重要な問題であり、原因と対策をより詳しく記載すべきである。

ダム上流部の対策として、河川に面した斜面の保全対策のみならず、河川自体にも堰堤を造り、そこで堆積させ土砂を除去するような方策も検討することが望ましい。また、流域管理計画の一環として記されている土壌浸食対策について、より積極的な記述とすべきである。

貯水池に堆積した土砂対策として、定期的な排砂を予定しているが、これによる下流部への水質汚濁等が発生し、生態系や漁業に影響を及ぼすことが懸念されるため、具体的な排砂方法について記載すべきである。また、排砂操作に伴い生じる水質汚濁、生物影響等に関する緩和策についても具体的に記載すべきである。併せて、必要に応じて下流部での生物調査の実施を検討することが望ましい。

10. ステークホルダー協議について

峻険な地理的条件の中では、特に日々の生活に追われている貧民にとっては参加が容易ではないことが予想される。また、日頃は公的な場所に出ることの少ない人々の中には、協議会への出席に躊躇してしまう住民もいるかもしれない。したがって、非自発的な移転、自然環境への影響、生計手段の損失などで大きな影響を受けると考えられる集落については、社会的弱者の見解が事業計画に反映されるように特別な配慮を払うことが大切である。例えば、弱者の意見を代弁できるような代表者を探すことも考えられる。

また、今後少なくとも詳細設計調査時に実施されるステークホルダー協議においては、下記の属性の人々の参加状況を明確にすべきである。

- ・ 被影響私有地の所有者
- ・ 被影響構造物の所有者
- ・ 非自発移転世帯

11. 社会アクション計画について

社会アクション計画の実施に際しては非政府団体を重用する方針が打ち出されているが、特定利益を代表する団体が多くみられることから「住民との軋轢や社会的な障害を取り除く」ことに長けているという前提は必ずしも成り立たないことに留意すべきである。

マオイスト紛争後の和平プロセスにおける焦点の一つは、正当性のある統治体制の立て直しであり、その重要な柱の一つが地方の長の再選出である。もし地方選挙を通して DDC (District Development Committee) 長・VDC (Village Development Committee) 長や市長が選ばれているのであれば、社会アクション計画を進める際にはそれら長を中心にして事業を企画・運営していくようにすべきである。

ダム建設により影響を受ける地域における優先的な開発ニーズと 8 つの社会アクションプログラムとの対応関係について明確にし、レポートに整理して記載すべきである。

12. 環境管理計画について

環境管理計画については、レポートの各箇所で記述された環境配慮のための具体策を時間的な流れの中で整理し、主体ごとの役割を明確にしながら、記述する必要がある。

以 上